

## 宝塚市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に在園する園児の保護者が支払う当該幼稚園の保育料及び入園料（以下「保育料等」という。）の一部について、市が補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減及び幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。

### (補助対象者及び補助金額)

第2条 補助対象者は、私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く私立幼稚園をいう。）に在園する宝塚市居住の3歳児、4歳児及び5歳児の保護者とする。

2 補助金の額は、別表で定める額の範囲内で市長が定める額とする。

### (補助対象となる保育料等)

第3条 補助対象となる保育料等は、保護者が納付した対象児童の保育料等とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）を通じて、宝塚市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める日までに申請しなければならない。

- (1) 宝塚市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書
- (2) 園則その他補助金の交付を受けようとする年度に徴収している保育料等の額を明らかにする書類

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否を決定し、宝塚市私立幼稚園就園奨励費補助金通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該交付決定に条件を付すことができる。

### (補助金の交付)

第6条 補助金は、前期分（4月分から9月分までをいう。）を11月に、後期分（10月分から翌年3月分までをいう。）を翌年4月に交付する。ただし、途中入退園等やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

### (異動の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付申請後、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに設置者に報告し、当該設置者は、市長に異動届を提出しなければならない。

- (1) 園児の退園又は幼稚園の休園許可を受けたとき。

(2) 園児又は補助決定者に住所等の変更があったとき。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

### 附則

#### (施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

#### 附則

#### (施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

別表 (第2条関係)

補助の対象区分		区分	補助金額 (年額)
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている世帯	第1子	308,000
		第2子	308,000
		第3子	308,000
2A	ひとり親世帯等に該当し、 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が非課税となる世帯	第1子	308,000
		第2子	308,000
		第3子	308,000
2B	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が非課税となる世帯	第1子	272,000
		第2子	308,000
		第3子	308,000
3A	ひとり親世帯等に該当し、 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が34,500円に ①、②の合計を加えた額以下となる世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	第1子	272,000
		第2子	308,000
		第3子	308,000
3B	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が34,500円に ①、②の合計を加えた額以下となる世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	第1子	139,200
		第2子	223,000
		第3子	308,000
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が171,800円に ①、②の合計を加えた額以下となる世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	第1子	62,200
		第2子	185,000
		第3子	308,000
5	補助を受ける児童が4歳児及び5歳児に該当し、 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が297,600円に ①、②の合計を加えた額以下となる世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	第1子	28,800
		第2子	154,000
		第3子	308,000
上記区分以外の世帯		第1子	—
		第2子	154,000
		第3子	308,000

備考

- 複数の世帯構成員に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者(祖父母等)である扶養義務者の所得割課税額を合算して、所得階層区分を判定する。
- 補助対象区分の判定に使用する市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。
- 補助対象区分の判定に使用する市町村民税の所得割額に加算する扶養親族の人数及び年齢は、前年末日を基準とする。
- 区分に関して、第3階層以下の世帯については、年齢に関わらず生計を一にする者(保護者に監護されている者、保護者に監護されていた者及び保護者またはその配偶者の直系卑属)、第4階層以上の世帯については、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)3年生までの者のうち、最も年齢の高いものを第1子、その次に年齢の高い者を第2子、それ以外の者を第3子とする。
- 保護者が実際に支払った入園料及び保育料年額の合計額がこの表に定める補助金額に満たないときは、当該合計額を補助金額とする。

- 途中入退園及び休園した園児に係る補助金額は、次の算式を参考に減額して適用する。  
 【入園料が発生している場合】  
 この表に定める補助金額×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)  
 【入園料が発生していない場合】  
 この表に定める補助金額×(保育料の支払い月数)÷12(百円未満を四捨五入)
- 市町村民税の課税期日において日本国内に住所を有しない場合については、その者の収入金額に基づき、市町村民税相当額を推計して認定するものとする。
- ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とする。
  - 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
  - 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
  - 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
  - その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者